

第3回宗像市立地適正化計画策定委員会議事録

平成28年8月2日(火) 15:00~16:30

宗像市役所3階 第2委員会室

出席者

| 委員 | 出欠 | 委員 | 出欠 | 委員 | 出欠 |
|-------|----|--------|----|-------|----|
| 黒瀬 重幸 | 出 | 日高 圭一郎 | 出 | 辰巳 浩 | 出 |
| 小林 裕美 | 出 | 岡本 卓也 | 出 | 田中 隆一 | 欠 |
| 森 眞一 | 出 | 黒川 貞一郎 | 出 | 関野 成人 | 出 |
| 國廣 由佳 | 出 | 酒井 了 | 欠 | 岩永 和久 | 欠 |

印は会長、 印は副会長

1. 開会あいさつ

黒瀬会長から挨拶

2. 議員変更について

事務局秘書政策課長谷川課長より説明

西鉄 岡本課長

日の里地区コミュニティ 黒川会長

自由ヶ丘地区コミュニティ 関野会長

福岡県 酒井課長(代理 山下課長補佐)

より挨拶

3. 前回の協議内容と今回の協議内容

4. 審議事項

議題1：第2章と第3章の修正(提案)

質疑・意見

「立地適正化計画における誘導の考え方」の図について、縮退する部分と誘導する部分が拠点から近く、市街化区域に近い部分を縮退させるような図になっているのでミスリードになってしまうのではないかと。

・修正の方向で、再度検討を行う。

議題2：まちづくりの方向性(提案)

質疑・意見

日の里団地はUR住宅であるため、考えやストーリーがあっても、その通りにはいかないのではないかと。

- ・おっしゃる通り、日の里団地に関しては、別立ての考えで進めていく必要があり、ストーリーとは違う動き方になる部分もあるのではないかと考えている。

(例)URの住宅の中に高齢者向けの施設を整備する等の特別な施策の記載

高齢化については、十分考慮されていると思うが、障害者の話がでていない。

「障害者のために自由ヶ丘にあるゆり団地(障害者専用の市民住宅)のような施設を立地させる」、難しいなら「空き家をバリアフリー化させる」などの施策があると、区域外から誘導区域内に居住の誘導が図れるのではないか。

また、考え方やストーリーの部分に障害者という言葉を入れてもらいたい。

- ・地域包括ケアシステムの中に障害者も含まれているということではどうだろうか。
 - ・方向性の調整を行い、位置づけに障害者という言葉に記載する方向で進める。
- また今後、都市機能誘導区域や誘導施設を設定する際に、障害者向けの施設等ができればそこで位置づけようと考えている。

居住の誘導に関するストーリーや課題を中心に記載がされており、都市機能の誘導に関するストーリーが少ないため、増やした方がよいのではないか。

(例)パーク&ライドについて記載する等

- ・ご指摘の通り居住の誘導に関しての記載に偏っており、都市機能の誘導に関するストーリーの追加を検討する。

居住に関しての補助制度は記載されているが、都市機能の誘導に関して宗像市が考えている支援制度等があれば教えていただきたい。

- ・都市機能の誘導に関しては、宗像市が税の優遇措置を行い、国の立地支援を受けることが望ましいのではないかと考えている。

また、公共交通の充実に関する取り組み、住宅の整備など民間事業者との連携を図りながら進めることが重要ではないかと考えている。

ストーリーのところで記載されている高齢者の誘導イメージの言葉は理解できるが、具体的な誘導のイメージがわからないので教えていただきたい。

- ・イメージとして示しているが、簡単に誘導できるとは考えていない。また、誘導という言葉を使っているが、強制的に誘導させるということではない。

民間事業者と連携を行い、住み替えを考えている方のニーズにあった多数の選択肢の提供ができれば不要と考えている。

経済的なインセンティブだけでは、誘導を図ることが難しいと考えられるので、宗像市ならではの魅力等を記載して他の市町村との差別化を図るべきではないか。

(例)地域包括ケアシステムが他市より充実している。小中学校の教育機能が個性的等

- ・都市計画マスタープランの中に宗像市の魅力に関連する都市ブランド戦略等の位置づけがされているため、立地適正化計画では記載は行わない方針でいく。

議題 3：誘導区域設定の方向性

居住誘導区域の設定基準「一定の人口密度を維持する区域」の40人/ha以上の区域というのは、DID地区の設定基準と同様にある程度連担している区域の方がいいのではないか。

- ・DID地区に変更する。

都市機能誘導区域の設定基準「生活利便性の高い地域」の3種類以上の都市機能という3種類以上とはどういう意味なのか。

- ・素案で整理をしている生活サービス機能8種類の内3種類以上という意味である。

届け出制度について、誘導もありえるのか、それともただの状況把握なのか。

- ・居住誘導区域外は届け出をしなければならない。準住居地域については届け出を必要とするか検討する。

都市機能誘導区域外に都市機能を立地しようとした際には届け出が必要になるのか。

- ・届け出は必要ないが、都市機能誘導区域内に誘導施設が設定されているため、できれば都市機能誘導区域内に立地してほしいというお願いくらいになると考えられる。

生活サービス機能で娯楽施設等は考慮しないのか。

- ・立地ビジョンとの関係があるため、確認をする。

広域連携を考慮した誘導施設もいれるべきではないか。

- ・都市機能を誘導するにあたって、宗像市、福津市、古賀市、新宮町の福岡都市圏東部を中心に都市機能の相互利用についても検討しながら立地適正化計画でも位置づけができればと考えている。

議題 4：次回の日程

10月の中旬以降を予定している。